

## 生活編

### 【り災証明書の発行】

- ◆ 「り災証明書」は、家屋が被害にあったことを証明するものです。被災者生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請、家屋の損害保険の支払請求などに必要となる場合があります。  
また、「被災証明書（又はり災届出証明書）」は動産等の被害を証明するもので、家財の損害保険の支払請求などに必要となる場合があります。
- ◆ り災証明書を発行してもらうためには、市町村にり災証明申請書を提出して「被害状況調査」を受ける必要があります。
- ◆ なお、り災証明書の第1次調査（外観目視調査）の判定結果に納得がいかない場合は、第2次調査（外観目視調査及び内部立入調査）の実施を市町村に請求することが可能です。
- ◆ 詳しくは、被災した各市町村の税務担当窓口等にお問い合わせください。ただし、り災証明の受付を終了している市町村もありますのでご注意ください。

### 【災害弔慰金の支給】

- ◆ 災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律、生計維持者が死亡した場合：500万円、その他の方が死亡した場合：250万円）を支給します。災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方）のご遺族（死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹（※）の順のうち、順位が最も高い方が対象となり、同一世帯にいるご遺族が優先となります。）です。  
※ 兄弟姉妹については、平成23年7月25日に改正災害弔慰金支給法が成立し、死亡した人と死亡当時同居するか生計を同じくしていた方に限り、災害弔慰金の支給の対象とすることとなりました。
- ◆ 詳しくは、各市町村の健康福祉担当窓口又は宮城県震災援護室震災援護班（TEL：022-211-3433）にお問い合わせください。

### 【災害障害見舞金の支給】

- ◆ 災害により負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律、生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円、その他の方が重度の障害を受けた場合：125万円）を支給します。
- ◆ 詳しくは、各市町村の健康福祉担当窓口等にお問い合わせください。

## 【被災者生活再建支援法による支援金】

- ◆ 被災者生活再建支援法が宮城県内全域に適用されることとなったため、住宅全壊、半壊、居住不能等となった被災世帯に対して、被災者生活再建支援法に基づく支援金を支給することとなっています。当該支援金は、住宅被害程度に応じて支給される「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」の合計額となります。
- ◆ 申請期限は、基礎支援金が災害発生日から 13 月以内、加算支援金は同 37 月以内ですが、このうち基礎支援金については、平成 24 年 4 月 10 日としていた申請期限が 1 年間延長（平成 25 年 4 月 10 日まで）されています。
- ◆ なお、公営住宅や仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ含む）の場合は、被災者生活再建支援制度の加算支援金（賃借料）の申請はできませんが、応急仮設住宅扱いの期間（2 年間）終了後に自己負担で賃借する場合は申請可能です。

### 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となります。  
（※世帯人数 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3 / 4 の額となります。）

#### ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体（半壊等をやむを得ず解体）	長期避難	大規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

#### ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

（注）一旦、住宅賃借後に、建設・購入（又は補修）する場合は合計で 200（又は 100）万円です。

- ◆ 詳しくは、最寄りの市町村の窓口又は宮城県消防課管理調整班（Tel : 022-211-2372）にお問い合わせください。

## 【災害援護資金の貸付】

- ◆ 災害により負傷又は住宅・家財に大きな被害を受けた方に対して、災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律、最高 350 万円）の貸付けを行います。東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けについては、その償還期間と据置期間を延長（償還期間 10 年→13 年、据置期間 3 年→6 年又は 8 年）し、連帯保証人無しでの融資可能、据置期間経過後の利率引下げ（通常年 3%→ 保証人有が無利子、無が年 1.5%）となっています。
- ◆ 詳しくは、最寄りの市町村福祉担当窓口及び宮城県土木部建築宅地課建築指導班（Tel : 022-211-2512）にお問い合わせください。

## 【生活福祉資金制度による貸付】

- ◆ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものですが、東日本大震災により被災した低所得世帯に対する貸付けについて新たな特例措置として生活復興支援資金（①一時生活支援費：二人以上世帯月 20 万円以内（6 か月以内）、②生活再建費：住居移転費、家具什器費 80 万円以内（一括交付）、③住宅補修費：住宅補修費 250 万円以内（一括交付）、いずれも貸付利子は連帯保証人有が無利子、無が年 1.5%）を新設しています。

なお、生活福祉資金の緊急小口資金特例貸付け（当座の生活費 10 万円以内の貸付）の受付は、平成 23 年 5 月 10 日に終了しています。

- ◆ ただし、上記①の一時生活支援費については、生活保護申請予定・受給世帯、失業給付や公的年金の受給資格有・受給中及び訓練・生活支援給付申請予定・受給中の場合は対象外です。
- ◆ 詳しくは、市町村社会福祉協議会、宮城県社会福祉協議会（Tel：022-225-8478）又は宮城県社会福祉課地域福祉推進班（Tel：022-211-2519）にお問い合わせください。

なお、生活復興支援資金については、専用コールセンター（0570-068-001）をご利用ください。

## 【母子寡婦福祉資金の貸付】

- ◆ 母子家庭や寡婦（夫と死別または離別され、再婚されていない女性）の方を対象に経済的な自立と生活の安定を図るため必要な経費として母子福祉資金及び寡婦福祉資金を貸し付けています。災害により被災した母子家庭や寡婦の方に対しては、住宅資金の貸付限度額の拡大、償還の猶予等の特例措置が講じられています。
- ◆ 詳しくは、市町村の保健福祉担当窓口等にお問い合わせください。

## 【埋火葬費用の給付】

- ◆ 今回の震災で亡くなられた方のご遺族（ご遺族がいない場合は埋火葬費用を負担された方）に対し、i）埋火葬に要した一般埋火葬費（火葬費、棺及び付属品、骨箱、骨壺一式及びご遺体搬送費用。上限額：201,000 円（12 歳以上）、160,800 円（12 歳未満）、ii）ご遺体の納棺、長期保管等にかかった費用（納棺費用及びご遺体保管費用。実費額相当分）等を給付します。（葬儀に係る式典等の費用は対象となりません。）
- ◆ 詳しくは、各市町村の生活衛生担当窓口等にお問い合わせください。

## 【災害義援金の配分】

- ◆ 日本赤十字社等義援金受付団体や宮城県に寄せられた義援金について、宮城県では、「宮城県災害義援金配分委員会」において配分の考え方を決定し、震災当時居住していた市町村を通じて、被災者に災害義援金を届けることとしています。

義援金は、これまで、第1次配分及び第2次配分として、①人的被害として、地震又は津波による死亡者・行方不明者（1人当たり100万円）、災害障害見舞金対象者（1人当たり10万円）、②住家被害として、全壊（1世帯当たり100万円）、大規模半壊（1世帯当たり75万円）、半壊（1世帯当たり50万円）、③震災孤児（1人当たり50万円）、④母子・父子世帯（1世帯当たり20万円）、⑤高齢者・障害者施設入所者等（1人当たり10万円）が配分されていました。

今回、平成24年1月19日に第3次配分の考え方が決定し、①死亡・行方不明者、母子・父子世帯、高齢者・障がい者施設入所者等に対する配分額に上乘せ配分する（各10万円）、②新たな配分項目として、津波浸水区域における住家被害を加える（同区域全壊20万円、大規模半壊10万円、半壊5万円、さらに、同区域の大規模半壊以上の住家被害で仮設住宅・民間賃貸住宅借上げ未利用世帯は10万円加算する）こととなりました。

- ◆ 詳しくは、震災当時居住していた市町村又は宮城県社会福祉課（Tel：022-211-2516）にお問い合わせください。

ガイドブック目次に戻る  
東北管区行政評価局HPに戻る